

標 題：

香港籍船舶に対する GMDSS
要件について

NK テクニカル インフォメーション

No. : 191

Date : 平成 8 年 7 月 30 日

関係船主、造船所 各位

香港政府からこの程 GMDSS 無線設備を装備する香港籍船舶に対する無線検査に関する要件に就いての通知がありました。今回通知のあった要件を、既に NKテクニカルインフォメーションでお知らせした要件と併せて下記の通り取り纏めましたので参考までにお知らせします。

- 記 -

1. 無線資格者として、香港テレコミュニケーション・オーソリティ発行の GOC 所持者 1 名、又は出生国発行の GOC 所持者で、香港テレコミュニケーション・オーソリティの「運用許可(Authority to Operate)」を取得している者 1 名が要求される。[NKテクニカルインフォメーション No.169 にて通知済]
2. MF 及び MF/HF 無線設備の送信空中線には、直ちに交換出来る様に加工済の予備空中線が備えられていること。但し、自立型の場合は、電氣的に等価な特性のものであることを条件に、加工済の線条式空中線でもよい。
3. 電波を発射せずにミュート回路の作動を日常的に確認出来る様に試験信号発振器を備えた 2182kHz 聴守受信機は 1999 年 2 月 1 日までの期間備えられていること。
4. 双方向 VHF 無線電話装置について
 - (1) 1996 年 11 月 23 日以降新たに搭載される各装置には、遭難時専用の一次電池を備えること。この電池は、①二年間の有効期間を有し、②最高電力で 8 時間の通話(送信 6 秒、スクッチを外した受信 6 秒及びスクッチを掛けた受信 48 秒の割合)が行える容量を備え、③未使用を表示する交換出来ないシールが付けられ、④鮮やかな黄色或いはオレンジ色の表示が施されていること。
 - (2) 1996 年 11 月 23 日前に搭載された各装置には、二年間の有効期間を有する追加(予備)の一次電池を備えること。(但し、この要件は香港政府による勧告であり、安全無線証書の発行の条件ではない。)
5. 406MHz 衛星 EPIRB の ID として、MMSI、呼出符号又は特定の Serial Nos.のいずれかが認められている。しかし、1999 年 2 月 1 日以降新たに搭載される EPIRB には ID として MMSI が入力されること。

以 上

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 千102
TEL: 03-3230-1201(代) FAX: 03-3230-3524